

非立憲性の強い憲法における人権制限理論

—明治憲法と中国憲法、自民党改憲草案の比較検討—

高橋 孝治

立教大学 アジア地域研究所 特任研究員

1. はじめに

憲法とは、一般的には国家権力を拘束して、市民の権利を保障するための法と言われている¹。しかし、「憲法」には必ずしもこのような面だけではなく、国家権力を拘束していない側面がある場合もある（本稿ではこのような側面を「非立憲性」という）。

非立憲性が特に強い憲法には、どのような憲法がある（あった）のであろうか。本稿では、非立憲性の強い憲法の代表例として、大日本帝国憲法（1889年（明治22年）2月11日公布、翌年11月29日施行。1947年（昭和22年）5月3日の日本国憲法施行により失効。以下「明治憲法」という）、中華人民共和国（以下「中国」という）の憲法（1982年12月4日公布・施行。2018年3月11日最終改正・改正法施行。以下、「中国憲法」という）、2012年（平成24年）4月27日に決定された日本の自由民主党改憲草案（以下「自民党改憲草案」という）をあげたい。

中国憲法は、権利規定は「市民の権利・義務のカatalogを列記するという構成をとっていた。これは前

国家的、自然権的、超階級的に抽象的な『人』一般の権利を論ずる『人権』概念をブルジョア的であると否定し、社会主義国家によりその構成員たる市民に対して、憲法と法律にもとづき実質的に権利保障を図るという社会主義的権利概念にもとづくもの」とされている²。これはすなわち、人は生まれながらにして何らの権利も持たず、権利のカatalogたる憲法の権利規定によって人権が与えられるということである³。これは人権が憲法によって与えられるということであり、いわゆる天賦人権論の否定である。そして、明治憲法も、「臣民の権利」とは、憲法によって天皇から温情的に与えられているものと考えられており⁴、これも「天賦人権論の否定」である。そして、自民党改憲草案は、草案であり、施行はおろか議会にすらかけられていないため、自民党改憲草案に関する学説はほとんど存在しないが、起草意図として「天賦人権論の否定」が明確に示されている⁵。

天賦人権論を否定するということは、「国家権力を拘束することによって、反射的に市民の権利を保護する」という考え方とは相いれないことになる。そして、この発想の下では、国家権力が誰に「人権」を付与するのか、また付与しないのかを自由に決めることができることになる。すなわち、「人権」が認められる者を国家が自由に選別することが可能となり、国家の権限は非常に大きなものとなる。そして、明治憲法、中国憲法、自民党改憲草案には全てこのような発想によっている側面がある。いわば、ここに挙げた3つの憲法（および憲法草案）は「非立憲性の強い憲法」ということができる。なお、ここで述べているのは、あくまで「非立憲性の

たかはし こうじ

中国政法大学刑事司法学院博士課程修了。法学博士。専門分野は、比較法（中国法、台湾法）、法社会学。日本台湾交流協会台北事務所専門調査員を経て一般企業に勤務しつつ、立教大学 アジア地域研究所 特任研究員かつ韓国・檀国大学校日本研究所 海外研究 諮問委員。

著書に『ビジネスマンのための中国労働法』（労働調査会、2015年）『中国社会の法社会学』（明石書店、2019年）、『香港 国家安全維持法のインパクト』（共著：廣江倫子＝阿古智子（編）、日本評論社、2021年）など。

『強い』憲法』である。例えば、日本国憲法も、常に市民の権利を保障してきたかと言えば疑問符が付くし⁶、明治憲法についても、立憲主義的な運用がなされていた時代もあった⁷。中国憲法にしても、市民の権利を守るための運用がなされていた時代もあった⁸。すなわち、どのような憲法にも立憲的・非立憲的側面はあるのであり、明確に「立憲的な憲法」や「非立憲的な憲法」と言い切ることはできない。

しかし、それであっても明治憲法、中国憲法、自民党改憲草案は既に述べた通り、天賦人権論を否定し、非立憲性が強く、さらに「人権」の制限規定も存在している。これら非立憲性の強い憲法における人権制限理論はどのようになっているのであろうか。これらの人権制限理論の比較検討を行うのが本稿である。

なお、日本において、非立憲性の強い身近な憲法は、明治憲法であり、自民党改憲草案は、今後日本において憲法改正が行われることがあれば、次代の日本国憲法案の叩き台となる可能性が高く、研究の対象とする意義がある。また、昨今、中国の人権問題などが報道されることも増えているが⁹、日本の隣国で現在も非立憲性の強い憲法が施行されているのが中国と言える。隣国かつ現在も施行されている「憲法」とであるという点に、中国憲法を非立憲性の強い憲法の例の一つとして比較検討の対象とする意義があると言える。

2. 各憲法における人権制限理論

2.1. 中国憲法

初の中国憲法は、1954年9月20日に公布・施行され、その後、1975年1月17日および1978年3月5日に全面改正された。そして、1. で述べた通り、現在は1982年12月4日に全面改正された四代目憲法が施行されており、その後何度か小改正され、2018年3月11日に最後の小改正がなされて現在に至っている(全て公布日施行)。

1982年に施行された中国憲法第51条は「中華人民共和国公民は自由および権利を行使するときは、国家、社会、集団の利益およびその他の公民の合法的自由と権利に損害を与えてはならない」と規定している。なお、中国においては、これより前には1975年に全面

改正された憲法の第26条に「公民の基本的権利および義務は、中国共産党の指導および社会主義制度を擁護し、中華人民共和国憲法および法律に服従するものとする」と規定されているのみであった(中国憲法においては「人権」という表現は用いられず、「公民の基本的権利」と表現される)。

さて、中国憲法第51条の規定については、「わが国では、公民は十分に権利を享受できると同時に、それを濫用してはならない義務を負う」、「どのような権利や自由であっても無制限というわけではなく、このような制限については以下のように言われる。どのような権利や自由であっても、ある程度は直接または間接的に社会経済の発展の度合いに応じて制約を受ける。社会の発展の程度が権利と自由の実現程度を決めるのである」¹⁰、「我々の法制では、公民は法律の範囲内の権利および自由を十分に保障する一方で、人民の民主的権利を侵害する行為、極端な自由および無政府主義の行為には制限を加えるものとしている」と解釈されている¹¹。これは、自由は無制限ではなく、個人の権利は法律の範囲内でのみ認められるとしており、すなわち中国憲法第51条をそのまま読んだ通り、法律を作成する国家により個人の権利が制限を受けるとしている。

中国憲法の規定には、残念ながら裁判規範性が認められていない¹²。すなわち、中国憲法を根拠に訴訟を起こすことはできないのである。このため、中国では違憲訴訟などが発生したことはない¹³。そのため、実際に中国憲法第51条を用いて、どのような行為が憲法上、制約を受ける権利なのかは明確にされたことはない。しかし、理念上はこのように解されている。

2.2. 明治憲法

明治憲法においては、一般的な権利制限の規定が存在しなかった(明治憲法では「人権」という表現は用いられず、「臣民権利義務」と表現されていた)。しかし、その臣民の権利のほぼすべてに「法律ノ範囲内ニ於テ」、「法律ニ定メタル場合ヲ除ク外」という留保が付されていた(明治憲法第22条~第26条、第29条)。この例外としては、明治憲法第28条の「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信

教ノ自由ヲ有ス」との規定くらいである。なお、ここでいう「信教ノ自由」は、心中の信仰ではなく、特定の宗教に対する信仰・不信仰を表明する自由をいうとされている¹⁴。心中の信仰は当然に個人の自由であり、国家が制限できないものだからである¹⁵。もともと、それであっても言論の自由などは不敬罪などにより制約を受けるとしている¹⁶。

明治憲法における「権利」制限はどのように考えられていたのであろうか。「法律ニ定メタル場合ヲ除ク外」という留保については、警察などによる取締りのためには権利も制限されるという前提に立っている学説があれば¹⁷、特に理由を示さず、権利には当然に限界があり、法律によれば制限が可能であるとする学説もある¹⁸。これは、すなわち、「臣民の権利」は、警察権という国権に対しては劣後したり、明確な理由はなくとも法律によって制限されるということである。また、この明治憲法上の権利の保障は、行政権および司法権に対する制限であり、立法権に対する権利の制限に対する制限ではないとも解されていた¹⁹。すなわち、「法律ニ定メタル場合ヲ除ク外」の文言の通りで、立法権が制定する法律を用いれば、制約なく権利が制限できるということである²⁰。

また、明治憲法も違憲立法審査権が確立しておらず²¹、明治憲法上の「臣民の権利」は理念上の権利にとどまり、実際にはどこまで権利が認められていたのかを憲法の規定から見ることはできない。ただし、明治憲法下で施行されていた治安維持法（1925年（大正14年）4月22日法律第46号公布、同年5月12日施行。1945年（昭和20年）10月15日失効）が、罪刑法定主義に明確に反するような超拡大解釈がなされ²²、多数の逮捕者を出した。そして、この原因の一つには、明治憲法は違憲審査制を採用していなかったため、治安維持法を違憲無効にできなかったこと²³、法律により学問の自由も制約を受けていたため、当時の研究者も批判ができなかったことなどが指摘されている²⁴。

2.3. 自民党改憲草案

自民党改憲草案第12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはな

らず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」と規定している²⁵。

日本国憲法においては、「公共の福祉」により人権を制約できるとしている（第12条、最大判昭和24.5.18刑集3巻6号839頁）²⁶。「公共の福祉」は、抽象的には「実質的公平の原理」、「配分的正義」、「社会の共同生活の幸福」、「社会の全員の共存共栄であり、社会連帯」などと言われている²⁷。しかし、国家権力によって基本的人権の対抗利益として挙げられているものの中には「公共の福祉」に含まれないものもあり²⁸、公共の福祉は、基本的人権の対抗利益を評価する憲法上の基準としての機能と捉えられるとも言われている²⁹。初期の日本国憲法に対する判例は、「公共の福祉」を「公共の安寧の秩序」と捉え（最大判昭和35年7月20日刑集14巻9号1243頁）、公共の福祉を狭義に解釈し、人権を制限する法律の規定を安易に合憲と判断してきたりしていた³⁰。これに対し、日本国憲法に対する学説は、基本的人権を制約する根拠となる法益は、全体主義思想に基づく超越的な「公益」観念に基づくものであってはならず、現在および将来の世代の人間の幸福に繋がる必要があると捉えてきた³¹。

自民党改憲草案第12条は、自由および権利の濫用を禁じ、それに責任および義務が伴うことを自覚する義務を課している。さらに、自由および権利は公益や公の秩序に反してはならないとも規定されている。これは、先に述べた日本国憲法の初期の判例の立場に近いもので、これを批判してきた人権の制限は、「『公益』観念に基づくものであってはならず」という日本国憲法に関する学説に真っ向から反するものとなっている。自民党改憲草案は、文言をそのままに施行されたとして、どのように運用されるかは分からない。しかし、日本国憲法において「公共の福祉」を「公共の安寧の秩序」と捉えたことを批判するような学説を主張する条文的根拠が失われる可能性がある。

また、自民党改憲草案第81条は、最高裁判所が違憲か否かを最終的に決定する権限を持つとしており、中国憲法や明治憲法とは異なり、違憲立法審査権が認められていると考えられる。もともと、条文の文言から、義務を履行しない者に自由や権利は与えられず、

全体主義思想に基づく超越的な「公益」観念により自由や権利が制限されると判断されるものと考えられる。すなわち、条文の文言上も「公益」観念によって人権が制限され、この点、明治憲法上の臣民の権利の制限と同等であり³²、例え違憲立法審査権が認められたとしても、人権の制約の範囲は非常に大きいものとなる。

ところで、義務を履行しない者には、自由や権利を与えないということは、国家権力が自由や権利を付与しない者を決めることができるということであり³³、天賦人権論の否定の表れといえる。自民党改憲草案に対する評釈には、基本的には一律に「公益及び公の秩序」を理由とし、いかなる人権規制も可能になり、かつて明治憲法が「法律の範囲内」で基本的人権を認めていたものの、実際には言論弾圧や拷問が行われていたことなどを彷彿させるとしているものもある³⁴。

むろん、このような評釈に対しては、「『公の秩序』と規定したのは、『反国家的な行動を取り締まる』ことを意図したものではありません」との自由民主党（以下「自民党」という）からの反論もある³⁵。しかし、これに対しては、明治憲法における権利制限理論と同様に解釈できる可能性が残る以上、将来的には運用次第になってくると述べ得る³⁶。さらに、自民党は、「『公の秩序』とは『社会秩序』のことであり、平穏な社会生活のことを意味します。個人が人権を主張する場合に、人々の社会生活に迷惑を掛けてはならないのは、当然のことです」とも述べる³⁷。しかし、これによりやはり国家に従順でなければ人権が認められないという論理が内在していると言える。

3. 非立憲性の強い憲法の比較検討

3.1. 非立憲性の強い憲法を比較して

ここまで、中国憲法、明治憲法、自民党改憲草案における人権制限理論を見てきた。ここから明らかになったことは、これらの憲法（および憲法草案）は、全て天賦人権論を放棄しているのであるが、この点以外の人権制限理論においても、「法律で規制することにより人権（権利）が制限できる」という理論を内在しているということである。しかし、これは当然のことである。天賦

人権論を放棄するということは、人権や権利は憲法や法律により付与されるということである。それならば、人権や権利は憲法や法律によって付与しないということが可能なのである。

しかし、本稿で見た3つの非立憲性の強い憲法においても若干差異がある点がある。明治憲法における権利制限条項自身には、「公益」など全体の利益を思わせる文言はなく、学説においても警察などの取り締まりのために権利が制限されるとの学説や特に理由を示さず法律により権利が制限できるなどの学説が存在した。いわば、権利制限の理由付けが曖昧なのである。これに対し、中国憲法は、条文で明確に「国家、社会、集団の利益およびその他の公民の合法的自由と権利に損害を与えてはならない」と規定し、自民党改憲草案も条文で「常に公益及び公の秩序に反してはならない」と規定している。これらは、明確に全体の利益や全体の秩序によって人権（権利）が制限されるという意味であり、極めて類似していると言える。もともと、明治憲法においても、「警察などの取り締まりのために権利が制限される」との学説に則れば、警察権は国家権力により秩序を生み出す権力であるため、これに類似していると言えよう。しかし、繰り返しになるが、明治憲法においては警察権を理由として臣民の権利を制限するとの条文はないし、この学説が常に支持されているわけではない。

2. 3. で自民党改憲草案は明治憲法を彷彿とするとの指摘があると述べたし、明確に自民党改憲草案は全体として明治憲法は正しかったという前提で起草されているとも指摘されている³⁸。そのため、明治憲法と自民党改憲草案の人権（権利）制限理論には類似性はあるが、自民党改憲草案は明治憲法よりも中国憲法により近いと指摘することができよう。

さらに、このような人権制限理論があっても、中国憲法および明治憲法では違憲訴訟を起こすことができない。そのため、これらの人権制限理論によらない人権制限が行われたとしても司法による権利救済ができないという問題がある。しかし、自民党改憲草案ではこのようなことはなく、この点は自民党改憲草案が中国憲法や明治憲法と異なる点である。

3. 2. 非立憲性の強い憲法の来歴から

1954年に制定された中国憲法は、1936年にソビエト連邦で制定されたいわゆるスターリン憲法をモデルとして作成されたとされている³⁹。そして、1982年制定の中国憲法は、1954年の中国憲法を基礎にして発展させたものであると考えられている⁴⁰。すなわち、中国憲法の根源はソビエト連邦にあると言える。

3. 1. では自民党改憲草案は、人権（権利）制限理論に着目すると、中国憲法に近いと述べた。しかし、自民党改憲草案がソビエト連邦の法制度を模したとは考えにくい。ここから言えることは、非立憲性の強い憲法、特に天賦人権論を放棄した憲法を制定しようとすると、その来歴は全く異なるものであろうとも、強い類似性を帯びるのではないかと指摘しうる。

この点から言えば、人権（権利）制限理論に着目した場合、中国憲法と自民党改憲草案ほどでないにしても、明治憲法と自民党改憲草案も類似性をもってることから、中国憲法と明治憲法にも類似性がある程度あると言える。しかし、明治憲法はドイツ人のロesslerによる意見の影響などがあったものの⁴¹、ソビエト連邦に端を発する社会主義法の影響があるはずもない。そもそもが、明治憲法の公布は1889年（明治22年）で、世界初の社会主義国家であるソビエト連邦は1917年11月9日に成立しており、時期的にも明治憲法が社会主義憲法を模するとは考えられない（もともと、社会主義政権自体は1871年3月26日に成立したパリ・コミューン政権もある。しかし、国際的に承認を得ている政権ではない政権の憲法を模したとは到底考えにくい）。

すなわち、中国憲法と明治憲法はその来歴が異なるはずであるのに、類似点が見られる。これは、非立憲性の強い憲法を制定すると結局どれも類似性を帯びてくるとしたことなのではないだろうか。むしろ、これは人権（権利）制限理論に着目したのみの結論である。その他の点でもこれらには類似点があるのかの検討は今後の課題である。

4. おわりに

本稿では、中国憲法、明治憲法、自民党改憲草案の人権（権利）制限理論を比較検討してきた。その結論と

しては、特に中国憲法と明治憲法はその来歴が異なるはずであるにもかかわらず、類似点が見られるということであった。明治憲法を肯定していると言われる自民党改憲草案もまた同じである。

中国憲法と類似しているということが何が問題かという、1989年6月4日に起こった第二次天安門事件は、中国憲法下で起こっているということである。第二次天安門事件を中国憲法上正当化することは、1. で述べたように、人権（権利）を誰に賦与するか政府が自由に決められること、2. 1. で述べたように、極端な自由および無政府主義の行為には制限が加えられることのどちらかの理論で可能と考えられる。そして、これは2. 3. で述べた自民党改憲草案に対する警鐘である「為政者が特定のデモを公の秩序を乱すと言え、それによりそのような活動、集会、結社が認められなくなるということである」を想起させる。

この点から言えることは、自民党改憲草案にはやはり注意が必要であるということであろう。■

《注》

- 1 芦部信喜（高橋和之（補訂））『憲法』（第7版）岩波書店、2019年、5頁。
- 2 高見澤磨＝鈴木賢〔ほか〕『現代中国法入門』（第8版）有斐閣、2019年、102～103頁。
- 3 社会主義国家は「人権」という用語を否定するが、中国においては、1991年に國務院新聞弁公室『中国的人権状況』（中国・中央文献出版社、1991年）が出版されて、「人権」概念の使用が許されるようになった。高見澤磨＝鈴木賢〔ほか〕・前掲註（2）103頁。
- 4 佐々木惣一『日本憲法要論』金刺芳流堂、1930年、224頁。佐藤幸治『日本国憲法論』成文堂、2011年、63頁。具体的には、戦時または国家事変の際には天皇大権によって、また軍法によって「臣民の権利」を停止することができることとされていた（山田喜之助＝江木衷〔ほか〕『帝國憲法要義』六法館、1889年、49頁）。もともと、明治憲法においても権利は天賦のものであると考えるものもあったが（井上操『大日本帝國憲法述義』寶文館、1889年、151頁）、ここで挙げた天皇大権や2. 2. で見るように明治憲法下における臣民の権利は法律によって自由に制限ができるものとされており、「天賦のもの」と考えることは難しいと言える。
- 5 自由民主党 憲法改正推進本部『日本国憲法改正草案 Q&A』（増補版）自由民主党憲法改正推進本部、2013年、13頁（電子ブック（自民党憲法改正推進本部ウェブサイト）〈https://jimin.jp-east-2.storage-api.nifcloud.com/pdf/pamphlet/kenpou_qa.pdf〉更新日不明、2020年3月17日閲覧）。
- 6 辻村みよ子『憲法』（第7版）日本評論社、2021年、

- 130 頁。
- 7 大石眞『日本憲法史』(第2版)有斐閣、2005年、295～317頁。
 - 8 高見澤磨＝鈴木賢『中国にとって法とは何か—統治の道具から市民の権利へ(叢書 中国的問題群3)』岩波書店、2010年、120～125頁。
 - 9 「新疆モスクにらむ監視カメラ」『朝日新聞』(2021年7月1日付)5面など。
 - 10 董和平『憲法学』中国・法律出版社、2004年、297頁。楊向東(主編)『憲法学—理論・実務・実例』中国・中国政法大学出版社、2010年、110頁。
 - 11 董和平・前掲註(10)298頁。楊向東(主編)・前掲註(10)110頁。
 - 12 高見澤磨＝鈴木賢・前掲註(8)124頁。
 - 13 西村幸次郎(編)『現代中国法講義』(第3版)法律文化社、2008年、18頁。高見澤磨＝鈴木賢[ほか]・前掲註(2)114頁。
 - 14 美濃部達吉『憲法撮要 全』(改訂第5版)有斐閣、1932年、173頁。井上操・前掲註(4)204頁。
 - 15 井上操・前掲註(4)204頁。美濃部達吉・前掲註(14)173頁。
 - 16 井上操・前掲註(4)209頁。
 - 17 清水澄『逐條帝國憲法講義』(第9版)松華堂、1936年、223頁、248頁。山田喜之助＝江木衷[ほか]・前掲註(4)42～43頁。美濃部達吉・前掲註(14)165頁、171頁、175頁。
 - 18 佐々木惣一・前掲註(4)231頁、235頁、237頁、249頁。
 - 19 美濃部達吉・前掲註(14)181頁。
 - 20 副島義一『日本帝國憲法論』早稲田大學出版部、1905年、715頁。佐々木惣一・前掲註(4)231頁、235頁、237頁、249頁。美濃部達吉・前掲註(14)181頁。もともと、このような意見に対しては、「法律の留保」による人権制限によって明治憲法を断罪的に議論することは適当ではないとの指摘もある(大石眞『日本憲法史』(第2版)有斐閣、2005年、307～308頁)。しかし、憲法議論を行う場合には、「現実に制限をしていたか」ではなく「制限をすることができたのか」で論ずることも重要であり、その意味では明治憲法はやはり人権制限に制約がない非立憲性の強い憲法とされるべきであろう。
 - 21 佐藤幸治・前掲註(4)15頁。
 - 22 内田博文『治安維持法の教訓—権利運動の制限と憲法改正』みすず書房、2016年、110頁、166頁。
 - 23 内田博文・前掲註(22)15頁。
 - 24 内田博文・前掲註(22)16頁。
 - 25 自民党改憲草案の条文自体は、以下で確認できる。「日本国憲法改正草案(現行憲法対照)」(自民党憲法改正推進本部ウェブサイト)〈https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/130250_1.pdf〉(更新日不明、2020年3月17日閲覧)。『全批判自民党改憲案』日本共産党中央委員会出版局、2013年、37～56頁。国内情勢研究会(編)『検証 人民党憲法改正草案』ゴマブックス2016年、99～138頁。
 - 26 長谷部恭男(編)『注釈日本国憲法(2)国民の権利及び義務(1)』140頁。
 - 27 佐藤幸治・前掲註(4)134頁。辻村みよ子・前掲註(6)132頁。長谷部恭男(編)・前掲註(26)143頁。
 - 28 渋谷秀樹『憲法』(第3版)有斐閣、2017年、169頁。長谷部恭男(編)・前掲註(26)145頁。
 - 29 長谷部恭男(編)・前掲註(26)145頁。
 - 30 野中俊彦＝中村睦男[ほか]『憲法I』(第3版)有斐閣、2001年、239頁。
 - 31 長谷部恭男(編)・前掲註(26)149頁。
 - 32 芦部信喜・前掲註(1)100頁。
 - 33 「公益及び公の秩序」とは、為政者が決めるものだからである(梓澤和幸＝岩上安身[ほか]『前夜—日本国憲法と自民党改憲案を読み解く』現代書館、2013年、77頁。伊藤真『憲法は誰のもの?—自民党改憲案の検証(岩波ブックレット878)』岩波書店、2013年、38頁。京都憲法会議(監修)、木藤伸一郎＝倉田原志[ほか](編)『憲法「改正」の論点—憲法原理から問い直す』法律文化社、2014年、61頁)。例えば、為政者が特定のデモを公の秩序を乱すと言え、それによりそのような活動、集会、結社が認められなくなるということである(梓澤和幸＝岩上安身[ほか]・本註・77頁。京都憲法会議(監修)、木藤伸一郎＝倉田原志[ほか](編)・本註・61～62頁)。
 - 34 『全批判自民党改憲案』・前掲註(25)19～20頁。国内情勢研究会(編)・前掲註(25)95頁。
 - 35 自由民主党 憲法改正推進本部・前掲註(5)14頁。
 - 36 国内情勢研究会(編)・前掲註(25)96頁。
 - 37 自由民主党 憲法改正推進本部・前掲註(5)14頁。
 - 38 『朝日新聞』2016年4月15日付31面。
 - 39 高見澤磨＝鈴木賢・前掲註(8)90頁。
 - 40 高見澤磨＝鈴木賢・前掲註(8)100頁。
 - 41 大石眞・前掲註(20)195～196頁。

